

山岳地における伐採ガイドライン

	現状	森林施業の方針
木材生産を重視	人工林	<ul style="list-style-type: none"> <li>路網整備などの基盤整備を進め、低コストの木材生産と更新により、生産性の高い森林経営を実施する。</li> <li>計画的な搬出間伐を繰り返し、市有林全体の齢級構成の平準化を考慮しながら、標準伐期齢に達した林分は皆伐を実施する。</li> </ul>
	天然広葉樹が侵入し高木層に達している人工林	<ul style="list-style-type: none"> <li>広葉樹の侵入程度により、針葉樹単層林の維持または針広混交林化を図る。</li> <li>沢状地形に侵入している広葉樹は保残し、針広混交林化または広葉樹林化を図る。</li> <li>主伐は、沢状地形部分は保残しながら、皆伐範囲を決定する。</li> </ul>
	天然林および広葉樹が林冠を占有している人工林	<ul style="list-style-type: none"> <li>広葉樹林としての成林を優先し、原則として皆伐は行わず、必要に応じて間伐・択伐を実施する。</li> </ul>
環境保全を優先	人工林	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安林の指定施業要件や森林整備計画で定められている施業の方法を遵守し、公益的機能の発揮を優先する。</li> <li>適切な密度を維持するために林況に応じた間伐を実施し、主伐に際しては、地形等に配慮して皆伐範囲を決定する。</li> </ul>
	天然広葉樹が侵入し高木層に達している人工林	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林環境の維持を優先し、針広混交林化または広葉樹林化を図るため、侵入木も生かしながら間伐を実施する。</li> <li>主伐は、路網との接続や地形等を考慮し、広葉樹が林冠を占有している部分は保残し、針葉樹の多い部分のみ皆伐する。</li> </ul>
	天然林	<ul style="list-style-type: none"> <li>公益的機能の発揮を最優先事項とし、基本的には手を加えず、自然の力に任せて現状を維持していく。</li> </ul>

帯広市岩内町

42年生のトドマツ林

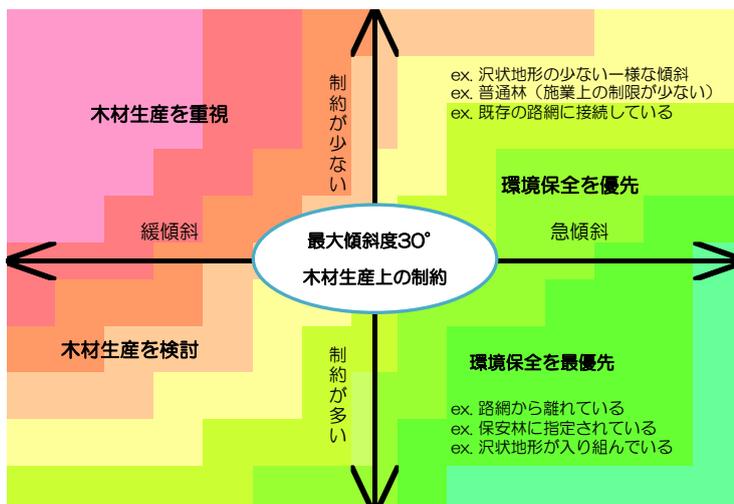
(林小班：49-11)

シラカンバやミズナラ等が侵入し高木層に達し、トドマツの林冠占有率は半分程度。傾斜度は概ね10°以下。

普通林ではあるが、森林整備計画上は山地災害防止林にゾーニングされている。



山岳地において伐採を計画する際の配慮事項イメージ



※ 緩傾斜で制約が少なければ少ないほど木材生産を重視し、積極的に間伐・皆伐を行っていく。  
急傾斜地で沢状地形が入り組み既存の路網からも距離があるような場合は、森林環境の保全を優先し、必要な保育作業のみ実施していく。

(6) 伐採量および更新面積の決定

制限林の伐採は北海道が定める伐採面積の限度内とし、また、苗木の確保等、再造林実施の見通しの立つ範囲内において、伐採可能な時期を経過した森林を対象に前項の定めにより実施します。

伐採跡地は、伐採の翌年に準備地拵えを行い、伐採後2年以内に人工造林をします。

(7) 長期の伐採立木材積および造林面積

期 間	主 伐		間 伐		造林面積 (ha)
	伐採材積 (m <sup>3</sup> )	伐採面積 (ha)	伐採材積 (m <sup>3</sup> )	伐採面積 (ha)	
平成28年4月～令和 3年3月 (第12次実施計画)	8,035	35.84	8,307	201.28	55.62
令和 3年4月～令和 8年3月 (第13次実施計画)	16,516	48.12	11,964	229.03	44.61
令和 8年4月～令和13年3月	17,000	50.00	12,000	230.00	60.00
令和13年4月～令和18年3月	17,000	50.00	12,000	230.00	60.00
令和18年4月～令和23年3月	17,000	50.00	12,000	230.00	60.00
令和23年4月～令和28年3月	17,000	50.00	12,000	230.00	60.00
令和28年4月～令和33年3月	17,000	50.00	12,000	230.00	60.00
令和33年4月～令和38年3月	17,000	50.00	12,000	230.00	60.00
令和38年4月～令和43年3月	17,000	50.00	12,000	230.00	60.00

第12次実施計画の実績  
※ 令和2年度は予算の値

※ 第12次実施計画の造林面積は被害地造林を含む

(8) 伐採に関する制限

次に掲げる防風保安林を禁伐林とします。

- ・ 史跡名勝天然記念物保存のための森林

大正町 5.32 ha ・ ・ ・ 林小班 : 13-63、-67の一部

- ・ 帯広市自然環境保全条例に基づく自然環境保全地区

桜木町 7.04 ha ・ ・ ・ 林小班 : 6-12、-14、-20、-36、-56

美栄町 3.76 ha ・ ・ ・ 林小班 : 32-29

(9) 各施業種について

施業種ごとに計画的・効率的に実施できるよう、下記の事項に配慮します。

- ・ 主伐 : 皆伐は原則人工林のみとし、伐採面積と造林面積が各年平均化するよう調整します。
- ・ 造林 : 造林計画は、人工林の伐採跡地の造林を繰り返すこと(再造林)とします。
- ・ 補植 : 枯死、食害、自然災害による被害部分を対象に植え付けをします。
- ・ 下刈り : 植栽木の健全な成長を促進するため、生育状況を見定め必要に応じて3～9生まで実施します。(全刈り:植栽地全面を刈る方法 筋刈り:植栽列に沿って列状に刈る方法)
- ・ 保育間伐 : 植栽木の健全な成長と適正な立木密度管理を目的として行う切り捨て間伐で、必要に応じて複数回実施します。同時に、生育の妨げとなるツル植物等も重点的に除去します。
- ・ 間伐 : 植栽木の健全な成長と立木密度を確保するため、必要に応じて4回程度実施します。
- ・ 受光伐 : 複層林の下層木に光を当てるため、上層木を間引きます。併せて、伐倒の際の下層木への被害を減らすため、上層木の枝打ちを実施します。
- ・ 枝打ち : 節の少ない木材を生産し病害虫防除のため、幹の下方の枝を除去します。



# 帯広市有林位置図

別添資料

-  帯広市界
-  帯広市有林

